

▶ 企業に与える影響

- 職場風土を悪くします
- 本人のみならず周りの士気が低下します
- 解決に時間と労力を要します
- 被害者の職場復帰にも時間と労力を要します
- 加害者や企業の法的責任が問われることがあります
- 事件が公になれば、企業の評価は一気に落ちます



「これって、パワハラ？」と思ったら、まずは、家族・友人・同僚・労働組合・信頼できる上司など周りの人に相談してください。また個別のご相談は岡山労働局総合労働相談コーナーでも受け付けています。（43ページ参照）

厚生労働省のポータルサイト「あかるい職場応援団」を参考に、職場のパワーハラスメントの予防・解決に取り組みましょう。

ポータルサイトURL <https://www.no-harassmento.mhlw.go.jp/>



14 働く人たちのための社会保険制度

社会に出ると、仕事中にケガをしたり、病気になったり、会社が倒産して失業してしまったり、予測できないことがいろいろと起こり得ます。

働けなくなった場合の収入を確保する必要なども出てくるでしょう。

ここでは、会社に雇用されている労働者（いわゆるサラリーマン）が加入することができる社会保険や労働保険について説明します。

(1) 労働保険

① 労働者災害補償保険（労災保険） ～仕事の原因でケガや病気をしたとき～

労災保険とは、労働者が仕事の原因でケガや病気をしたとき、通勤途中にケガをした場合、またはそれらが原因で障害が残ったり、あるいは不幸にも死亡された場合に補償する制度です。

原則として労働者を1人以上雇用している事業主は、業種を問わず労災保険に加入しなければなりません。

保険料は、全額事業主（会社）負担です。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署（43ページ参照）にお問い合わせいただくか、岡山労働局のホームページをご覧ください。

② 雇用保険 ～失業したとき～

雇用保険とは、労働者が何らかの理由で失業したとき、再就職するまでの生活の安定と円滑な就職活動のために必要な給付などを行う制度です。

業種、規模に関係なく、労働者を雇用するすべての事業所に適用されます。（ただし、農林水産の事業のうち一部の事業は、当分の間、任意適用とされています。）

また、正社員のみならず、パートタイマーも一定の条件を満たせば加入しなければなりません。

保険料は、事業の種類と賃金額に応じて決められた金額を、労働者と事業主が一定の割合で負担します。

詳しくは、公共職業安定所（44ページ参照）にお問い合わせください。

(2) 社会保険

① 健康保険 ～病気やケガをしたとき～

健康保険とは、労働者（被保険者といいます）やその家族が、仕事以外で病気やケガ、出産、死亡した場合に必要な給付を行い、健康の維持と生活の安定を図る制度です。

法人の事業所と常時5人以上の労働者を雇用する事業所（サービス業の一部等を除く）は、必ず加入しなくてはなりません。パートタイマーでも常用的使用関係にあれば被保険者となります。

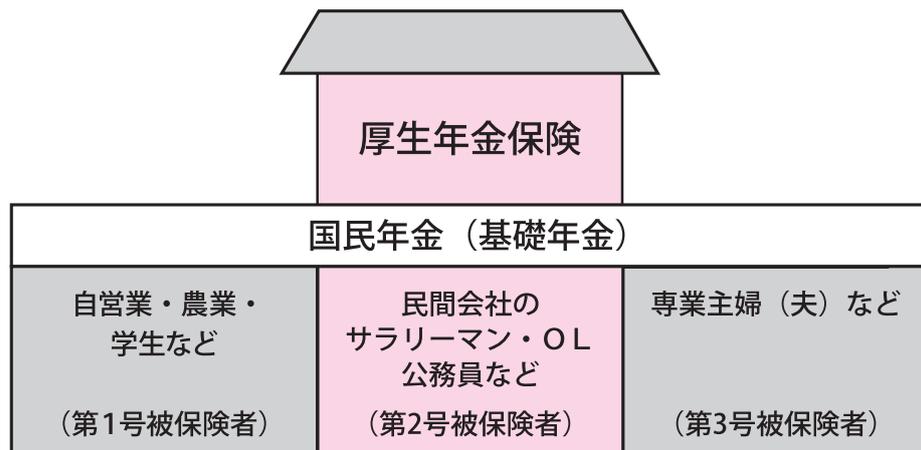
保険料は、賃金に応じて労働者と事業主でそれぞれ半額ずつ負担します。

詳しくは、日本年金機構のホームページ、全国健康保険協会管掌健康保険については、協会けんぽ岡山支部のホームページをご覧ください。

② 公的年金 ～老後の生活のために～

公的年金とは、年老いたときや、事故や病気や障がいが残ったとき、一家の働き手が亡くなったときなど『働いている世代みんなで支えよう』という考えで作られた仕組みです。

日本の公的年金制度は、国民年金を基礎年金として、その上に民間サラリーマンや公務員などが加入する厚生年金があり、いわゆる「2階建て」の構造になっています。



詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省
ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/>



岡山労働局
ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>



日本年金機構
ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/>



協会けんぽ岡山支部
ホームページ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/okayama/>

